

○飛騨市指定管理者選定委員会設置要綱

平成17年11月 1 日

告示第120号— 2

改正 平成19年 6 月 1 日告示第86号

平成19年 9 月 6 日告示第119号

平成20年 4 月 1 日告示第57号

平成20年 8 月22日告示第128号

平成21年 3 月27日告示第46号

平成22年 2 月 1 日告示第23号

平成24年 3 月30日告示第87号

平成28年 9 月 7 日告示第126号

令和 3 年 4 月30日告示第165号

(設置)

第1条 飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年飛騨市条例第272号。以下「条例」という。)第3条第1項の規定による審査を行うため、飛騨市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、条例第2条の規定により指定管理者の指定を受けようとするものから提出された申請書を条例第3条第1項各号に規定する審査基準に基づき審査し、指定管理者候補者を選定し、市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

3 委員は、各部長及び参事で委員長が指名するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、委員長において必要があると認める場合には、市民、学識経験者等を委員に加えることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による市長に報告する日までとする。

(職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、指定管理者の候補者を選定したときは、次に掲げる事項を記載した報告書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 当該公の施設の指定管理者の候補となる団体名

(2) 選定の経過及びその方法

(3) その他委員長が必要と認める事項

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成19年6月1日告示第86号)

この告示は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年9月6日告示第119号)

この告示は、平成19年9月6日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第57号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月22日告示第128号)

この告示は、平成20年8月22日から施行する。

附 則(平成21年3月27日告示第46号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月1日告示第23号)

この告示は、平成22年2月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第87号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月7日告示第126号)

この告示は、平成28年9月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和3年4月30日告示第165号)

この告示は、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別記様式 略